

## (内閣部門会議関連資料)

### 政調役員会配付資料より

#### <5/10 開催分>

- 次第 P.1
- 政調人事(「休暇のあり方検討 PT」の役員人事)について P.2
- 災害対策基本法の一部を改正する法律案 P.3

#### <5/15 開催分>

(開催せず)

# 20120510 17:00— 民主党政策調査会 役員会（第60回）次第

○会長挨拶

○政調人事（「休暇のあり方検討PT」の役員人事）について…… 1

○議員立法登録 「一般乗用旅客自動車運送事業法（仮称）」  
＜国土交通部門＞…………… 2  
（本日の政調幹部会で登録が了解された案件）

○「災害対策基本法の一部を改正する法律案」（閣法審査）…………… 7  
（説明：田村・副会長／内閣部門会議座長）

○「エネルギーPT化石エネルギー検討小委員会中間とりまとめ」  
…………… 1 1  
（説明：田嶋・副会長／経済産業部門会議座長 エネルギーPT化石エネルギー小委員長）

○その他

○次回の日程について 5月15日（火） ○○時～

## 休暇のあり方検討 PT 役員構成

### 座 長

藤本 祐司 (参)

### 副座長 (関係部会の座長)

田村 謙治 (内閣・衆)

稲見 哲男 (総務・衆)

鈴木 寛 (文部科学・参)

長妻 昭 (厚生労働・衆)

田嶋 要 (経済産業・衆)

辻元 清美 (国土交通・衆)

### 事務局長

江崎 孝 (総務・参)

### 事務局次長

磯谷 香代子 (内閣・衆)

金森 正 (文部科学・衆)

川合 孝典 (厚生労働・参)

高橋 千秋 (経済産業・参)

稲富 修二 (衆)

谷田川 元 (衆)

神山 洋介 (衆)

安井 美沙子 (参)

## 政調役員会・政調幹部会 議案提案申請書

(提案者) (党側) 内閣部門会議座長 田村謙治

法案名等	災害対策基本法の一部を改正する法律案		
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府提出法案 (法律案、予算、条約等)</li> <li>議員立法</li> <li>その他 ( )</li> </ul>		
提出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府提案</li> <li>委員長提案</li> <li>民主党単独</li> <li>その他 ( )</li> </ul>		
先議院 (見込み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>衆議院</li> <li>参議院</li> </ul>		
付託 委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>衆議院災害対策特別委員会 ( 月 日付託) ( 月 日採決予定)</li> <li>参議院災害対策特別委員会 ( 月 日付託) ( 月 日採決予定)</li> </ul>		
他会派の態度	賛成会派= 反対会派=		
<p>1. 法案・修正案・委員会決議の概要 (資料添付原則3枚まで)</p> <p>大規模広域的な災害に対する即応力の強化、大規模広域な災害時における被災者対応の改善、教訓伝承・防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上などについて、改めて定めたもの。</p> <p>2. 提案理由</p> <p>東日本大震災の教訓を受けて、行うべき防災対策の全般的見直しを行うもの。今後も継続して見直し作業を続けていく。</p> <p>3. 部門会議、コアメンバー会議等審議状況 (主な意見等も記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣部門会議の下に設置されている災害対策WT (市村浩一郎座長) の下でヒアリングを実施し、4/25のWT総会で内容を了承。</li> <li>4/26の内閣部門会議では、一部議員から反対意見が出されたため、扱いは座長一任。</li> <li>内閣府と国土交通省の政務折衝において修正を行い、議員意見を反映。5/9の国土交通部門会議においても内容を了承。</li> </ul>			
<b>以下、申請時まで記入しておくこと</b>			
4. 党内調整 状況	他関係部門	了承有無	主な調整事項
	国土交通部門	了	5/9の部門会議で了承
5. 政府内 調整状況	国土交通省	了	5/9までの政務折衝で内容合意
6. 備考欄			
政調会長 決裁			

## 災害対策基本法の一部を改正する法律案の概要①

### 背景

#### 東日本大震災の主な教訓

1. 住民の避難や被災地方公共団体への支援等に関し、広域的な対応がより有効に行える制度が必要。その際には、事前の備えも必要。
2. 教訓・課題を防災教育等を通じて後世にしっかり伝承していく努力が大切。
3. 災害対策に当たっては、「直ちに逃げることを重視し、ハード・ソフトの様々な対策により被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ、万全の対策がとれない。

### 概要

#### (1)大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化（第51条及び第53条関係）  
市町村が被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が自ら情報収集等のための必要な措置を講ずべきこと、国・地方公共団体等が情報が共有し、連携して災害応急対策を実施すること等を改めて規定。
- 地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大（第67条、第72条、第74条及び第74条の2関係）  
応急対策業務に係る地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設するとともに、消防、救命・救難等の人命にかかわるような緊急性の極めて高い応急措置（応諾義務あり）に限定されている対象業務を、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような応急対策一般に拡大する（市町村から都道府県への応援要求については応諾義務あり。その他は応諾義務なし）。
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化（第8条、第40条及び第46条等関係）  
他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、あらかじめ地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬことを規定。

## 災害対策基本法の一部を改正する法律案の概要②

### 概要 (続き)

#### (2)大規模広域な災害時における被災者対応の改善

##### ➤救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設 (新設)

物資等が不足する場合、市町村は都道府県に対し、都道府県は国に対し物資等の供給を要請等できると、状況によっては、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できると、都道府県・国は運送事業者である指定公共機関等に物資等の運送を要請等できると等を規定。

##### ➤市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ (広域避難) に関する調整規定の創設 (新設)

広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、市町村・都道府県の区域を越える地方公共団体間の被災住民の受入れに係る手続、都道府県・国による調整手続を規定。

#### (3)教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

##### ➤教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上 (第7条及び第46条等関係)

国民の防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定。

##### ➤地域防災計画の策定への多様な主体の参画 (第15条関係)

地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるように、地方防災会議の委員は現在充て職となっているが、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事等が任命できる旨を規定。

#### (4)その他

##### ➤国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しその他所要の規定の見直し (第11条及び第14条等関係)

◆[附則]東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災への対応を引き続き検証し、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般<sup>4</sup>な検討を加え、その結果に基づいて一速やかに必要な措置を講ずる。

# 災害対策法制見直しの全体像

## 東日本大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策の全般の見直し

※「防災対策推進検討会議」中間報告（H24.3.7決定）において今後の検討の方向性が示された主なもの。今後、最終報告（H24夏頃予定）に向けて、論点が追加される場合があり得る。

- ◇災害から生命を守るために
  - ・物資輸送は被災地の要請がなくても送り込む「プッシュ型」の構築、民間との連携に留意
- ◇被災地を支える体制づくり
  - ・大規模災害時における都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化や、そのための受援計画の明確化
  - ・都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立
  - ・市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応のあり方を検討
- ◇ニーズに応じた避難所運営
  - ・避難所の位置付けの明確化

- ◇スピード感、安心感がある被災者支援
  - ・体系的な被災者支援制度への見直し検討
- ◇復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み
  - ・復興の枠組み検討と震災時の特別対策で有効なものは直ちに発動できる方策の確立
- ◇大災害を生き抜くための日頃からの備え
  - ・ハード・ソフトが一体となった「減災」や、「自助」「共助」等の明確化検討
  - ・様々な組織・機会での防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進
  - ・多様な主体（国・地方・民間事業者・ボランティア・自治組織等）の連携共同による社会の総力を挙げた対策強化

### 国会に提出

・右記以外で緊急に措置を要するもの

### 次の国会以降

・国民の権利義務に関連するもの  
・費用負担も含めた国の役割のあり方 など

- (1) 大規模広域な災害に対する即応力の強化
  - ・国・地方公共団体による積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
  - ・地方公共団体間における応援業務に係る都道府県・国による調整規定の新設、対象業務の拡大
  - ・地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの促進
- (2) 大規模広域な災害時における被災者対応の改善
  - ・救済物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
  - ・市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する都道府県・国による調整規定の創設
- (3) 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上
  - ・教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識向上
  - ・地域防災計画の策定への多様な主体の参画
- (4) その他
  - ・国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し

- 減災等の理念の明確化と多様な主体の参画による防災意識の向上
- 自然災害による国家的な緊急事態への対応のあり方
- 被災者支援の充実
- 復興の枠組みの整備
- 避難の概念の明確化
- その他、災害対策法制全体の見直し

